

香取市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 市民等 市民並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最

大限配慮して行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を推進し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（見舞金の支給）

第7条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害（医師の診断により全治1箇月以上、かつ、入院3日以上に加療を要するものに限る。以下同じ。）を受けた者（以下「被害者」という。）又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であったものに限る。以下同じ。）に対し、見舞金を支給する。

（見舞金の種類等）

第8条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

（1） 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

（2） 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）

（遺族の範囲及び順位）

第9条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時

において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号の規定に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族見舞金の支給について、第1順位遺族が当該遺族見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該遺族見舞金の申請をすることができない。

（見舞金の支給制限）

第10条 市長は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、見舞金の支給をしないものとする。

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為による被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

（見舞金の支給申請）

第11条 見舞金の支給を受けようとする被害者又はその遺族は、規則で定め

るところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給の決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、速やかに見舞金の支給の可否を決定するものとする。

(見舞金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第10条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した見舞金を返還させるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 第7条から第13条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。